

## 船舶事故調査報告書

平成30年3月7日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成29年6月5日 18時30分ごろ
発生場所	青森県中泊町小泊岬西方沖 <small>なかどまり こどもり</small> 小泊岬南灯台から真方位270° 11.9海里（M）付近 （概位 北緯41° 07.5′ 東経139° 59.3′）
事故の概要	漁船 <small>まつほう</small> 松宝丸は、揚網作業中、甲板員が負傷した。
事故調査の経過	平成29年6月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 松宝丸、9.1トン AM2-5620（漁船登録番号）、個人所有 13.50m（Lr）×3.49m×1.09m、FRP ディーゼル機関、518.50kW、平成12年8月7日 第212-12266号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月10日 免許証交付日 平成26年12月26日 （平成32年4月30日まで有効） 甲板員 男性 35歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、小泊岬西方沖の漁場において、機関を中立にしてめばる刺し網漁の揚網作業を開始した。 船長は、前部甲板右舷側で、上半身をブルワークから少し出して揚網機で刺し網の一端の瀬縄、アンカー、身網の順に巻き揚げ、甲板員は、巻き揚げた身網を甲板上に整理して積む作業を行っていた。（図1、図2、写真1参照）

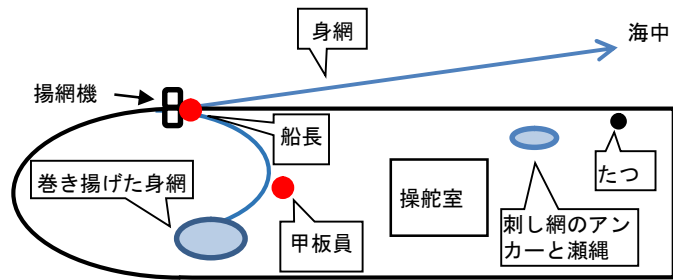


図1 本船の状況

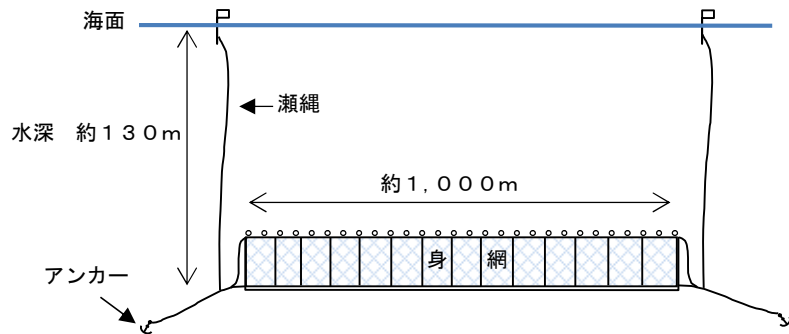


図2 本船の刺し網の状況



写真1 同型の揚網機

本船は、平成29年6月5日18時10分ごろ、身網を50mほど巻き揚げたところで身網が根掛かりしたが、船長は、身網であれば容易に外れると思い、揚網作業を続け、甲板員は、船長の約2m後方で身網を引っ張っていた。

船長は、揚網機のローラに掛けた身網を両手で引っ張っていたが、根掛かりした身網に引かれて船体が右舷側に傾斜するとともに、身網が揚網機のローラから外れて、引きずられそうになった。

甲板員は、船長が身網と共に海中に転落すると思い、助けようと慌てて駆け寄ろうとしたところ、18時30分ごろ、甲板上の身網を右足で踏み、右足に身網が絡まって転倒し、舷外に繰り出される身網に引きずられて揚網機の下部に右足脛部（けい）を強く打ちつけた。

船長は、漁業用ナイフで身網を切って甲板員を救助し、本事故の発生を携帯電話で家族に連絡して救急車の要請を依頼するとともに、本船を操船して中泊町小泊漁港に戻り、甲板員を救急車に引き継いだ。

甲板員は、病院に搬送され、右脛骨骨幹部骨折と診断された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

<p>その他の事項</p>	<p>船長は、ふだん、甲板員に根掛かりしたときは揚網機の側に来ないように指導していた。</p> <p>船長は、ふだん、漁具のアンカーが根掛かりした場合は、網や索類を右舷船尾側のたつに係止し、機関を使用して本船を前進させ、根掛かりを外していた。</p> <p>船長及び甲板員は、ゴム製の長靴を履き、救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、小泊岬西方沖において、揚網作業中、甲板員が、根掛かりして揚網機から外れた身網に引きずられそうな船長を助けようと船長の方に足を踏み出した際、甲板上の身網を右足で踏んだことから、右足に身網が絡み、転倒して引きずられ、右足脛部を揚網機に強く打ちつけて負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員は、身網を持っている船長が身網に引きずられそうになったのを見て、身網と共に海中に転落すると思い、慌てて駆け寄ろうとしたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、小泊岬西方沖において、揚網作業中、甲板員が、根掛かりして揚網機から外れた身網に引きずられそうな船長を助けようと船長の方に足を踏み出した際、甲板上の身網を右足で踏んだため、右足に身網が絡み、転倒して引きずられ、右足脛部を揚網機に強く打ちつけたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 揚網作業中に移動する際は、みだりに漁網等を踏まないこと。</li> <li>・ 漁網が根掛かりした際は、無理に揚網機で巻き揚げようとしないこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

